

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 平成30年04月24日	平成30年度観光関連産業安定雇用促進事業(宿泊業, 飲食サービス業等の安定雇用促進支援事業)	(当初) 19,365,000 (変更後) 18,057,395	産業観光局産業企画室	公益財団法人京都中小企業振興センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002 平成30年10月25日	京都市中央卸売市場第一市場整備工事監理等業務委託(1)ただし, 水産棟改修工事監理業務委託	168,264,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003 平成30年10月25日	京都市中央卸売市場第一市場整備工事監理等業務委託(2)ただし, 水産棟改修工事設計意図伝達業務委託	31,320,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004 平成30年11月02日	京都市中央卸売市場第一市場 ねずみ捕獲駆除業務	6,912,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	イカリ消毒株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
005 平成30年12月06日	京都市中央卸売市場第一市場北関連2号棟煙突汚染物質調査等業務委託	6,696,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社ツバサ建業	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
006 平成30年10月05日	未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査・検討業務	9,996,004	産業観光局新産業振興室	株式会社野村総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007 平成30年11月26日	海外メディアプロモーションに関する業務	7,500,000	産業観光局観光MICE推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008 平成31年02月21日	京都市農林振興施設修繕計画作成業務	7,776,000	産業観光局農林振興室農政企画課	株式会社都市設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009 平成30年10月01日	平成30年度丹波広域基幹林道復旧工事	(当初) 3,542,400 (変更) 4,046,760	産業観光局農林振興室林業振興課	有限会社紘基建設工業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010 平成30年10月31日	平成30年度森林保全二ホンジカ等捕獲・防除対策にかかる業務	5,164,560	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011 平成30年11月15日	平成30年度四季・彩りの森復活プロジェクトに係る保育施業業務	6,998,400	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012 平成30年12月27日	平成30年度京都三山の森再生業務	11,329,200	産業観光局農林振興室林業振興課	一般社団法人京都森林整備隊	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成30年度観光関連産業安定雇用促進事業（宿泊業，飲食サービス業等の安定雇用促進支援事業）

2 担当所属名

産業観光局産業企画室

3 契約締結日

（当初）平成30年4月24日

（変更後）平成31年3月29日

4 履行期間

平成30年4月24日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区蛸薬師通室町下る山伏山町540番地丸池藤井ビル5階
公益財団法人京都中小企業振興センター

6 契約金額（税込み）

（当初）19,365,000円

（変更後）18,057,395円

7 契約内容

京都市内の観光関連産業の事業所を対象に，雇用改善や正規雇用化に資する経営者・人事担当者向けのセミナーや，生産性向上に向けた専門家による相談支援，従業員に対する外国人等への接客マナー及び複数の業務を担える能力等の向上など，業態や規模に応じたセミオーダー型のセミナーを事業所等で実施することで，雇用環境の改善や従業員の正規雇用の拡大など事業者の安定雇用に向けた取組を促進し，支援する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

【随意契約の理由】

本事業を活用する観光関連産業事業者の効率的・効果的な掘り起し，事業所への適切な専門家派遣の可否，効果的な従業員向けセミナーの開催能力等，主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

【変更契約の理由】

委託先の効率的な業務執行により，契約の目的を充足しつつ当初の見積もりより少額で済んだため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記 5 の 1 者であった。専門
家派遣による相談事業が有用なものとなっているか、セミナーが従業員の能力向上に繋がるか、企
業への効果的な周知は可能かなどについて、企画提案内容を評価した結果、あらかじめ設定してい
た基準を超えるものであったため、委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場整備工事監理等業務委託（１）
ただし、水産棟改修工事監理業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
平成30年10月25日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成34年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区島町二丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所
- 6 契約金額（税込み）
168,264,000円
- 7 契約内容
新水産棟整備工事に係る建築工事監理業務（建築工事、電気設備工事又は機械設備工事の工事監理をいう）を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、新水産棟整備工事の実施設計に盛り込まれている高度な衛生管理の向上や物流の効率化を実現する機能の確実な施工監理を最も重要な目的としている。
このため、本業務の遂行に当たっては、HACCPやFSSCといった食品安全マネジメントシステムに関する知見を十分に有し、第一市場における物流動線や一連の業務を十分に理解したうえで進めていくことが強く求められることから、主として価格以外の要素に基づき契約相手を選定する必要がある。
よって、本件に係る契約は、その性質が競争入札に適さないため、随意（契約）で行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

株式会社安井建築設計事務所は、鹿児島市中央卸売市場魚類市場をはじめとする他市場の改修設計に携わるなど、市場整備に係る豊富な業務実績と、卸売市場に近年求められる高度な衛生管理に関する知見を有している。

また、同社は、公募型プロポーザルによる新水産棟整備の基本設計業務（平成27年度）と、それに続く実施設計業務（平成29年度）を受託しており、場内事業者に課されるHACCPの考え方に基づく衛生管理の義務化や第一市場が目指すFSSCの認証取得に対応可能な機能を具体化するための実施設計を策定している。

さらに、これまで200回を超える業界との会議に出席し、開設者や場内事業者と円滑な意見交換を図り、第一市場における物流や車両動線、各種インフラの現況についても熟知している。

これらのことから、同社は、本業務の遂行に求められる知識や能力を有し、本件工事監理における適切な事業の進捗管理及び工事の品質確保を満たすことができる唯一の団体であり、本業務の遂行に必要な能力及び経験等を有する者は他に存在しないと認められるため、同社を本業務の委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場整備工事監理等業務委託（２）
ただし、水産棟改修工事設計意図伝達業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
平成30年10月25日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成34年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区島町二丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所
- 6 契約金額（税込み）
31,320,000円
- 7 契約内容
新水産棟整備工事の設計意図（当初設計に係る設計者の考え）を施工者及び工事監督員に伝達するほか、設計見直しにより必要となる設計変更に係る図面及び内訳書の作成並びに法廷手続き業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、国土交通省告示第15号別添一において、「1 設計に関する標準業務」の「三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」として、実施設計者が行うべき業務に位置付けられている。
以上から、本件に係る契約は、その性質が競争入札に適さないため、随意（契約）で行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8に記載のとおり、実施設計者である株式会社安井建築設計を委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場 ねずみ捕獲駆除業務
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
平成30年11月2日
- 4 履行期間
平成30年11月6日から平成30年12月11日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽卯の花55-3
イカリ消毒株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,912,000円
- 7 契約内容
京都市中央卸売市場第一市場内及び周辺地域の衛生環境を保持するため、水産棟改修工事に伴い、ねずみ駆除を集中的に実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、水産棟改修工事に伴い、ねずみ駆除を集中的に実施し、京都市中央卸売市場第一市場内の衛生環境を保持するとともに、近隣住民への被害を防止することを目的としている。
本業務の遂行に当たっては、場内事業者の営業面での影響を考慮し、第一市場の業務及び水産部門における衛生環境を熟知しているなど、第一市場に関する知識を十分に有している必要がある。
また、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあることから、本件に係る契約は、競争入札に付さずに、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

10 契約の相手方の選定理由

イカリ消毒株式会社は、他の2社の見積価格と比較して、2割以上割安な見積価格である。

また、平成28年度から市場内の衛生環境を保持するために、水産の場内団体から構成される水産物部食品品質管理委員会が実施するネズミの捕獲業務において十分な実績があることや、先日閉場された築地市場のねずみ駆除業務を請け負うなど、市場の特性を捉えた対応が期待できる。

これらのことから、同社を本業務の委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場北関連 2 号棟煙突汚染物質調査等業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
(当初) 平成 30 年 12 月 6 日
(変更後) 平成 31 年 2 月 14 日
- 4 履行期間
平成 30 年 12 月 7 日から平成 31 年 3 月 29 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西淀川区出来島 3-1-18
株式会社ツバサ建業
- 6 契約金額 (税込み)
6,696,000 円
- 7 契約内容
北関連 2 号棟 (銭湯) で使用されていた煙突の汚染物質の有無を調査した結果、筒内の付着物にダイオキシン類が含有されていることが判明したため、煙突筒内の詳細調査を行い、適切に除染を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができるため。
(変更理由)
煙突筒内の汚染物質を洗浄除去後、洗浄水の成分分析調査を行った結果、洗浄水の受入処分地が定める上限値を超えた汚染物質が検出されたことから、処分地を変更する必要が生じた。
しかしながら、変更後の処分地の受入承認日が、当初契約の期限である平成 31 年 2 月 15 日以降になることが判明したため、契約期間を平成 31 年 3 月 29 日に変更する必要があったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号
- 10 契約の相手方の選定理由
8 に記載のとおり、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査・検討業務
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成30年10月5日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から平成31年3月22日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町一丁目9番2号
株式会社野村総合研究所
- 6 契約金額（税込み）
9,996,004円
- 7 契約内容
本業務は、20年後、30年後の京都の持続的な成長・発展に向けて、本市の都市の魅力や強み、ポテンシャルなどの都市特性等を踏まえた産業構造のあり方を整理するとともに、京都らしい学術研究・先端産業等の産業集積を図るための産業用地創出の基本的な方向性について調査、検討を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
調査の実施に当たっては、受託者の経験、能力が成果物に与える影響が大きく、価格以外に都市計画等に関する理解や専門知識の深度を考慮する必要があるため、競争入札により価格のみで業者を決定することに適さないため、随意契約とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の委託先の選定に当たっては、一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法等に関する企画提案書の提出を求め、受託候補者選定委員会において審査のうえ、最良な企画提案書を提出した事業者を契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用した。審査の結果、株式会社野村総合研究所を受託事業者として決定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
海外メディアプロモーション強化に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
平成30年11月26日
- 4 履行期間
平成30年11月26日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
7,500,000円
- 7 契約内容
海外有力メディアを活用したプロモーション業務（有力海外メディアの選定及び紙面の確保、記事の出稿等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、世界で最も影響力をもつ米国旅行雑誌のひとつ「Travel + Leisure（トラベル・アンド・レジャー）」誌の「ワールドベストアワード」において、7年連続ベスト10入りした本市への高い注目度を維持しつつ、まだまだ潜在需要の見込まれる欧米からのさらなる誘客を目指し、京都への旅行に関心をもつきっかけとなる訴求力の高いビジュアルや京都ならではの風景などを、影響力の高い海外の有力メディアを通じて発信するものである。
したがって、本事業の実施に当たっては、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解に加え、海外の旅行事情に精通しているとともに、特定の事業者に限らず、京都の魅力を公平な立場からPRでき、海外有力メディアとの深いネットワークを有している主体を選定することが必要であり、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

同事業については、これまで本市及び観光関連団体・企業からなる公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門において業務を実施し、多くのメディア関係者を誘致してきた。これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を生かし、効果的に本業務を遂行できるのは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローのみであった。

平成30年度、DMOとしての公益社団法人京都市観光協会の機能強化を図るため、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの国際プロモーション部門は同協会に統合されることとなった。公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事観光都市としての京都の紹介宣伝なども実施するなど、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウを持ち合わせている団体であるため、今回の統合に伴い、国際プロモーション業務についてもさらなる発展が見込まれる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、公益社団法人京都市観光協会と随意契約を締結した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市農林振興施設修繕計画作成業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農政企画課
- 3 契約締結日
平成31年2月21日
- 4 履行期間
契約日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区七条通間ノ町東入材木町477 KSビル5F
株式会社都市設計
- 6 契約金額（税込み）
7,776,000円
- 7 契約内容
本市農林振興施設については、竣工から20年が経過し、施設や設備の劣化により適切な施設利用に支障をきたす恐れがある。そこで、予防保全に基づく施設の安全確保と長寿命化を行うとともに、ライフサイクルコストの縮減や施設の機能強化など中長期的に施設を効率的、効果的に運営していくため、施設や設備の現況調査を行い、劣化度を評価した上で、修繕計画を作成する業務を以下のとおり委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務では各施設の詳細な劣化診断を行うとともに、診断結果に基づいた修繕計画の策定について提案を求めている。提案においては、事故や故障などを未然に防止するための修繕手法、突発的な修繕費の発生を防ぐための修繕計画及び施設の機能強化等について、本市の各種ガイドライン等への適合や施設の特徴を踏まえた内容を求めており、価格以外の要素を比較して契約の相手方を決定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

受託候補者を公募した結果、1者から応募があったため、「京都市農林業振興施設修繕計画作成業務委託者選定委員会」を開催し、同種事業の実績及び提案内容等を審査し、受託者として適正であるため受託候補者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度丹波広域基幹林道復旧工事
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
(当初)平成30年10月1日
(変更後)平成30年11月30日
- 4 履行期間
平成30年10月2日から平成31年3月5日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区北白川蔦町23-2番地
有限会社紘基建設工業
- 6 契約金額(税込み)
(当初)3,542,400円
(変更後)4,046,760円
- 7 契約内容
本市が管理する丹波広域基幹林道の復旧工事
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
【随意契約の理由】
本市が管理する、丹波広域基幹林道の枝道である、林道倉谷線の災害復旧工事を施工中であったが、丹波広域基幹林道が、法面崩壊により、通行不能となって、工事を中断していた。また、林道倉谷線の災害復旧工事の施工に際して、作業の安全を確保し、車両の通行を容易にするため、工事箇所の上側を掘削して待避所を設置する工事を行う必要があった。
以上のことから、同一の施工者でないと工事施工に支障が生じ、災害の応急復旧等が早急に実施できないため、随意契約を行った。
【変更契約の理由】
施工中に台風24号及び25号等の降雨により増破が発生したため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

災害復旧工事を施工中の施工者でないと工事施工に支障が生じるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度森林保全ニホンジカ等捕獲・防除対策に係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成30年10月31日
- 4 履行期間
平成30年11月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花背八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
5,164,560円
- 7 契約内容
ニホンジカ等の有害鳥獣の捕獲及び防鹿柵修繕作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施には、八丁平及びその周辺地域の地形、森林及び湿原植生に精通し、その保全、管理及び有害鳥獣の捕獲・防除について、適切な判断ができ、迅速に行動できる相手方と契約する必要がある、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人京都市森林文化協会は、これまでから久多市有林の保護巡視業務や山村都市交流の森エリア維持管理業務を担い、久多市有林の地形及び八丁平の湿原の植生等に精通するとともに、森林の保全及び整備に関する専門的知識を有しており、また、ニホンジカ等、有害鳥獣の捕獲・防除について必要な経験や実績を有している本委託業務を実施することができる唯一の団体であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度四季・彩りの森復活プロジェクトに係る保育施業業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成30年11月15日
- 4 履行期間
平成30年11月16日から平成31年3月22日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
6,998,400円
- 7 契約内容
森林整備及び案内表示板の設置並びに研修会の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、実施箇所の表層地質や地形の凹凸などの森林立地条件等に応じ、樹種の選定や植栽方法、適切な獣害対策等において、高度な専門技術と経験を有する相手方と契約する必要があることから、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先の選定に当たっては、公募型プロポーザルを実施し、「四季・彩りの森復活プロジェクトに係る四季の森施業等業務受託候補者選定委員会」において審査を行った結果、公益財団法人京都市森林文化協会を本業務の委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都三山の森再生業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成30年12月27日
- 4 履行期間
平成30年12月27日から平成31年3月22日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区大宮土居町2-14
一般社団法人京都森林整備隊
- 6 契約金額（税込み）
11,329,200円
- 7 契約内容
森林整備（2.0ha）及び案内表示板の設置（1基）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、実施箇所の表層地質や地形の凹凸などの森林立地条件等に応じて、植栽する樹種の選定及び景観形成に配慮した植栽方法並びに適切な獣害対策において高度の専門技術と経験を有する相手方と契約する必要があることから、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託業者の選定に当たっては公募型プロポーザルを実施し、応募があった2者を「京都三山の森再生業務受託候補者選定委員会」において審査を行った結果、一般社団法人京都森林整備隊を本業務の委託先として選定した。
- 11 その他